

社会資本整備審議会建築分科会 第12回官公庁施設部会

平成24年7月4日

【国土交通省】 お待たせいたしました。定刻でございますので、社会資本整備審議会建築分科会官公庁施設部会を開会いたします。

本日は、委員の皆様方にはご多忙のところご出席いただき、まことにありがとうございます。私は事務局を務めております大臣官房官庁営繕部管理課長の〇〇でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、ご出席いただいております委員並びに臨時委員の皆様方は、委員並びに臨時委員7名中、3名の方々です。社会資本整備審議会令第9条第3項に基づき、定足数を満たし、当部会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

ご出席の委員の先生方は、お手元の座席表のとおりでございますが、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員におかれましては、本日はご欠席と伺っておるところでございます。

次に資料の確認をいたします。お手元の配布資料一覧、資料1、資料2の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、資料3(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、参考資料1、参考資料2、参考資料3のとおりでございます。欠落等ございましたら、事務局までおっしゃっていただきたいと存じます。よろしゅうございますでしょうか。

それでは議事に入らせていただきますが、プレスの方の撮影はここまでとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは部会長、よろしくお願い申し上げます。

【部会長】 おはようございます。蒸し暑い時期になって、この朝のときからお集まりいただき、ありがとうございます。本日の議事は、議事次第にございますように、大津波等を想定した官庁施設の機能確保のあり方ということで、特に今日、決議するというようなことはございません。資料をご用意いただいて、今後、官庁施設を代表にして、ほかの施設も何となく念頭にあるんだと思うんですけども、津波に対する機能確保のあり方ということで、またご自由にご意見をいただくという機会を設けさせていただきました。

それでは、いろんな論点をいただきまして、今日、前回ご欠席の方もいらっしゃいますので、前回のご意見を少しまとめていただいた資料1と、それからもう一度、今の施設の

状況がどうであるかということで、資料2の資料紹介をいただきまして、これについての意見交換をまず最初にさせていただきたいと思います。

それでは官庁営繕部のほうから、お願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

【国土交通省】 それでは説明させていただきます。資料1をごらんください。A3、縦の表になっておりますけれども、3段構成になっておりまして、一番左が、前回のご意見をまとめさせていただいた部分、真ん中が、取りまとめをお願いしたいと考えております官庁施設の機能確保のあり方への反映の方向性、で、一番右が、我々官庁営繕の事務事業に具体的にどのように反映していくかという、その方向性を書いた表になっております。

まず今の、部会長からご紹介がございましたとおり、簡単に前回のご意見をご紹介させていただきます。まず全般的なご意見といたしまして、東日本大震災の教訓を総括した上で今後の計画を立てるべきというご意見をいただいております。その次、首都直下地震については震度7クラスを視野に入れるべきというご意見、それから立地の部分に入りますけれども、防災拠点となる施設には減災の考えというのは必ずしもなじまないのではないかというご意見、それから、その一方というふうに書かせていただきましたが、すべての施設が非常に高い性能ということだと現実がついてこないのということで、クラス分けが必要ではないかということ、それから津波対策のメニューにつきましても、平常時の負担というものがあるので、現実的にはここまでしかできないといったことが明確化されるべきではないかというご意見。

それから、少し視点は変わりますけれども、沿岸部の合同庁舎に対しましては、どの官署が入居されるかという、官署の入れかえというような議論があるのではないかと。それから関連してですけれども、その際、地方公共団体との合築というようなことも幅広に検討されるべきではないかと。それから「万一の場合の」と書きましたけれども、代替機能、代替施設に関する議論というのが必要ではないかというご意見、それから立地に関しては、火災の発生防止といったものも視野に入れるべきではないかというご意見をいただいております。

それから施設の整備につきましてですけれども、業務継続の必要性等の諸条件と、地域インフラの整備状況等の与条件といったものの兼ね合いで、各施設の仕様が変わってくるのではないかということ、それから津波対策を考える際には、建物にかかる外力が時系列的に、まず地震が起こってから津波が来るといふ、その時系列的に発生するというということについて、整理が必要ではないかと。それから施設の安全性というものを速やかに把握する

方策というものが、特に高層建物、S造の建物についてですが、必要ではないかということについてのご指摘をいただいております。

それから使用・保全に関しましては、保全の基準、当方の告示基準の保全基準を前回ご紹介いたしましたけれども、別表の第2というところに、災害応急対策活動に関する部位については、特に保全についての記述がございますが、そこについてよく確認し、内容を検証する必要があるのではないかとのご指摘をいただいております。

それから、その他といたしまして、既存施設、既にある施設について点検をし、可能な範囲で順次計画的に措置していく必要があるのではないかとのご意見をいただいております。

それで、ご意見を踏まえまして、当方で検討いたしました資料2に移らせていただきます。後ほど、今の表の中段と右端の欄については、再度ご説明申し上げます。

資料2の(1)をごらんください。これも前回、整理してくださいということで、ご指摘がございましたけれども、国家機関の建築物等の使用・保全段階における各省、各庁の役割というものを整理したものでございます。左側に官庁営繕部を配置しておりまして、真ん中に施設(財産)と書いてますが――の、管理者であるところの各省、各庁。それから一番右端に、国有財産の総括機関としての財務省理財局を書いております。

色のついた破線が3種類ございますけれども、まず緑の破線が官公庁施設の建設等に関する法律関連でございます。それから赤の破線が国有財産法関連でございます。それから青の破線が国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法関連ということで、大きく3つの法律が、できた建物の使用・保全にかかわっているということです。

そういう意味では、真ん中にあります、その施設(財産)の管理者であるところの各省、各庁は、その3つの法律に縛られてというか、規定されて、適正に施設を使用していくということになります。

緑の官公庁施設の建設等に関する法律につきましては、どちらかと言うと、ちゃんと使えるようにという視点から、適正に保全するようにということが規定されております。赤の国有財産法の関連でありますと、それは財産管理という視点になりますので、適切に管理、処分を行うという、そういう視点になります。

それから青の使用調整のところですけども、これは前回でもご議論がありました、庁舎を有効に活用するという観点から、その中の入居官署の入れかえ等について、施設管理者がその使用現況及び見込み報告書というものを作成し、それを財務省のほうに提出し、

それを受けて財務省のほうが使用調整を行うという、そういう役割分担になっております。

その資料の一番下に、青色の矢印が、財務省から国土交通省のほうに伸びておりますけれども、使用調整に関しましては、財務省のほうから国土交通省に対して、必要に応じて協力を求めることができるという規定になっております。

各省、各庁の役割については、以上でございます。

続きまして、資料2（2）でございます。こちらは官庁施設への入居官署の概要を整理したものでございますが、左側に耐震安全性の分類ということでⅠ、Ⅱ、Ⅲと、3つに分けておりますけれども、これは米印の1で書いてありますが、国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造の基準ということで、前回ご紹介いたしましたけれども、その基準で耐震安全性の分類をⅠ、Ⅱ、Ⅲに分けております。簡単に申し上げますと、ⅠとⅡに分類される機関は災害応急対策活動を行う機関ということになっておりまして、内閣府が定めている指定機関と指定地方行政機関、それから、それ以外の災害応急対策活動を行う機関というものがⅠ類、Ⅱ類に分類されております。3類は、それ以外の官署ということで、税務署等、一般官署という扱いになっております。

裏面をごらんください。こちら今回、大津波等への対応ということで、港湾合同庁舎、港湾に立地する合同庁舎への入居官署の例ということで挙げさせていただいております。これは昭和39年の臨調の意見ということで、かなり古いんですけども、の中で、公の資料としては、こういった整理がなされております。入国管理事務所から始まりまして、一番下のあたりに書いてますが、港湾利用者に対する窓口官署、それから海上保安官署と、それから防疫所、検疫所等の検査機関という、そういった官署が入居するという整理がなされております。

続きまして、資料2（3）のご説明をさせていただきます。既存施設の状況を整理したものでございます。まず赤い囲みで、大きな施設数を書いてありますが、国家機関の建築物の施設といたしましては1万5,000強でございます。そのうち庁舎につきましては8,700強、そのうち合同庁舎につきましては358となっております。うち、港湾合同庁舎は94ということでございます。

2番で、津波浸水想定との関係を整理しております。大きく、合同庁舎についての整理と、それから海上保安官署が入居する庁舎についての整理と、2つございます。まず合同庁舎に関する整理でございますが、(1)で、ハザードマップの津波浸水想定との関係でございます。下線を引いておりますけれども、ハザードマップ、こちら、内閣府が今年3月

末に発表したものが、まだ反映される以前の、24年3月時点の各都道府県のハザードマップですけれども、それに照らしてみても、1メートル以上の浸水が想定される施設というのが、358のうちの12%の44施設になります。一方、(2)で、海岸からの距離で見ると、2キロ未満にある施設というのが、45%に当たる、161施設ということになっております。(3)は参考でございますが、津波避難ビル等に指定されている施設は11施設、約3%になります。

それから海上保安官署が入居する庁舎につきましてですが、同じく、1メートル以上の浸水が想定されるのが、全体の22%。海岸からの距離が2キロ未満の施設が、全体の89%ということになっております。

続きまして、めくっていただきまして、今申し上げました、24年3月時点のハザードマップで、浸水の可能性があると思われる施設について、地図上にプロットしてみたものでございます。静岡県、和歌山県、高知県、宮崎県の4県についてピックアップしてプロットしておりますけれども、それと、津波避難ビルについてもプロットしております。例えば静岡県につきましては、下田地方合同、下田海上保安部、御前崎港湾合同庁舎、浜松地方合同庁舎等が、沿岸部で浸水の可能性が現在あるとされているものでございます。規模も同時に示しております。

それから、海岸線沿いに色のラインがついておりますけれども、こちら、内閣府が24年4月に、今年4月に公表した資料でございまして、この色分けが右上に、津波高さを書いてますけれども、内閣府の、最大クラスの想定による津波高さの色が、海岸部の色ということになっております。ですので、今回ピックアップした4県は、いずれも10メートルを超える津波高さが海岸線上で想定されているというものでございます。

それぞれ、次は、和歌山県でございまして、串本と田辺の庁舎。それから、その次は高知県でございまして、少し多いですけれども、8施設ピックアップしております。最後に宮崎県でございまして、4官署をプロットしたものがございます。資料2の3は以上でございまして。

続きまして、資料2の(4)でございまして。東日本大震災における官庁施設の被災状況等ということで、都市別に整理してみました。まず、A市ということで、震度6弱の都市ですが、津波に襲われた都市でございまして、官庁施設といたしましては、真ん中に青囲みで書いておりますが、港湾合同庁舎のみが浸水被害を受けておまして、2階のフロアまで、2階レベルまでの浸水を受けております。下に官署が、その当時どう動いたかとい

うことも少し書いておりますが、海保と書いておりますが、海上保安庁のみ業務継続を、その庁舎で行ったという結果です。それ以外の、浸水しなかった建物については、赤で被災状況を書いておりますけれども、壁クラック等の軽微な損傷にとどまっているという状況が見てとれるかと思えます。

続きまして、B市でございます。同じく津波被害を受けた都市でございますが、こちらは、官庁施設として浸水をしたのは検察支部と地方合同庁舎の2施設でございますが、しかしながら、検察支部のほうは1階フロア、プラス10センチ程度の浸水で、地方合同庁舎のほうは2階レベル、プラス2.3メートルということで、かなりの大きな浸水を受けたという状況でございますが、やはり被災の状況は、かなり、津波を受けたかどうかで大きく異なるという状況が見てとれるかと思えます。

それから3番目、C市でございますが、こちらは内陸部の都市でございますが、津波被害はございません。むしろ、高層建物の例ということでお示ししておりますけれども、右側のグラフがございますが、地震応答解析をした結果、最大層間変形角が一部、降伏限界を超えている部分があったと見られておりますけれども、地震の当時は、降伏といいたしよるか、構造体の損傷について確認するすべがなかったというのが問題視されているところで、この資料の右下の隅には、D合同庁舎と書いておりますが、別の建物の例ですけれども、別の建物では制振壁を点検口で確認できるようなものを設けていたりという工夫をしている例もございまして、今後、こういった工夫を行う可能性があるのではないかと考えております。

続きまして、資料2の(5)でございます。津波避難ビルとして指定されている施設ということで、高知市と須崎市の例を挙げております。高知よさこい咲都合同庁舎と須崎第2地方合同庁舎でございます。先ほど、地図にプロットした絵でも示しておりましたが、表をごらんいただきますとおわかりのとおり、高知よさこい咲都合同庁舎につきましては、津波浸水予測が2メートルから3メートルとなっております。高知県は、先ほど申し上げた、内閣府の南海トラフの津波予測を受けて、実は下に書いてますが、24年5月に新しい津波想定を既に第一弾ということで出しております。この2メートルから3メートルと申しましたのは、その内閣府の想定を受けたものです。須崎第2につきましては、5メートルから10メートルの津波浸水予測ということになっております。

また、この2つの施設には違いがございまして、高知のほうは、庁舎完成後に指定をされたものでございますが、須崎第2地方合同庁舎につきましては、その他欄に書いており

ますけれども、基本設計段階から、市が中心となる「街づくり委員会」との協議、打ち合わせを行いながら、計画をしております、屋上への直通階段を持つ津波避難ビルということで、設計をされたものでございます。

めくっていただきまして、2つの施設の周辺状況を図示しております。上下で見ていただくとおわかりのとおり、赤い点が、津波避難ビルに指定されているものでございますけれども、高知市は非常に、中心市街地が比較的広くて、近くにあまり高台もないというところですが、市側もそれを意図してということですが、市中心内にかなり数多くの津波避難ビルを指定しております。

一方、須崎市のほうは、全体に黄色っぽく見えますけれども、高台がかなり市街地に、近くまで来ておまして、しかしながら、高齢者、下線部を引いておりますが、災害時要援護者等が多くおられるということからも、やはり津波避難ビルのニーズがあるということで考えております。資料2の(5)につきましては以上でございます。

それから最後、資料2の最後でございますが、資料2の(6)、ライフライン途絶時における庁舎の機能確保についてでございます。電力、給水、排水、熱供給の、4つのライフラインにつきまして、まず表面では、現在の考え方を整理しております。基準と解説によりまして、庁舎の自立期間を想定しておりますが、解説の部分を読んでいただきますとおわかりのとおり、最大といいましょうか、3日間程度を想定している状況が見てとれるかと思えます。排水につきましては、災害対策職員については7日分というような整理をしております。

裏面をごらんいただきまして、東日本大震災におけるライフラインの復旧状況につきまして整理したものでございます。少しグラフが小さくて恐縮ですが、6つグラフがございますが、左の縦3つにつきましては、電力・水道・都市ガスのそれぞれの復旧状況を、阪神・淡路大震災と今回の震災で比較しているものでございます。横軸が時間軸でございますので、ほぼ、徐々に復旧率が上がっていく状況がおわかりになったかと思えます。

一方、右側の縦3つは、今回の震災について、都市別に復旧率を見たものでございまして、例えば都市ガスのところで顕著でございますが、寝そべっている、復旧率が低いのが3つございまして、赤の三角が石巻でして、ほとんど、この4月7日時点ではまだ復旧がゼロということです。それから、その上が釜石でございます。その上が仙台市でございます。それぞれ復旧が非常に立ちおけている状況が見られるという整理でございます。資料2につきましては、以上でございます。

【部会長】 はい、どうもありがとうございました。ただいま、国土交通省のほうから、前回もご用意いただいた資料をもとに、一体どういうふうにしたらいいかという、自由討議をかなり行いました。それをまとめていただいたのが資料1で、資料2のほうは、その折の議論をもとに、少し情報を見直した形で、今の官公庁施設のあり方をまとめております。

しばらく自由討議をしたいと思うんですけども、まずご質問等がございましたら、その辺からスタートしたいと思います。どなたか、ご自由に。

【委員】 ちょっと質問してよろしいですか。津波避難ビルについてご説明いただいたんですが、今回の地震で、その津波避難ビルというのが、今回被災した地域にあったのかどうかというのと、あった場合に、どういうふうに機能したかというのを、ちょっと教えていただけますでしょうか。

【国土交通省】 現在の津波避難ビルの指定状況につきましては、資料2の(3)でございまして、2の、津波浸水想定との関係の中の(3)、津波避難ビル等に指定されている施設でございます。

【委員】 その、中だけですか。

【国土交通省】 この中で、被災地域は、ちょっと把握しておりませんが。

【委員】 多分ないんですよね。

【国土交通省】 ないです。

【部会長】 今回というのは。

【委員】 東日本大震災。

【部会長】 私、現地に、4月の半ばぐらいに行ったんですけども、すべて回ったわけじゃないんですけど、志津川町のあるところでしたから、南三陸町でしたか、そこは津波避難ビルが3つ指定されてて、1つは共同住宅で、三十何軒あって、そこは非常に機能しました。住民はすべて屋上に避難されて、4階建てなんですけれども、屋上に避難されて、屋上はちゃんと手すりを用意されてて、そこまで水が来た。住民のほかに、近くにテニスコートがあって、高校生が津波避難ビルに逃れた。住民すべて、そこにいたわけじゃなくて、外に仕事に行っていた人もいたんですけど、その数字はちょっと今、細かい数字は忘れちゃったけれど、すべて助かった。建物も大丈夫でした。そのあたりは別の、構造基準の策定のほうでいろいろ議論されてますけれども、私は構造が専門ですから、印象的に見ると、3階まではすべてドアが破れてたんですけど、4階はドアが残ってたので、

やっぱりそれだけの高さの水圧はあったと思いますね。

それから2つ目は、かなり悲劇的な話なんですけれど、志津川病院というのも津波避難ビルに指定されていたんですけれど、これは残念ながら、非常に多数の方がお亡くなりになりました。これはやはり4階建ての病院と、一部5階建ての新築棟があったんですけれど、4階建てのほうはすべて4階まで水没してしましまして、残念ながら非常に災害弱者なものですから、お亡くなりになったということです。

それからもう一つ、高野会館という結婚式場があったんですけれど、そこはどういう動きをしたのか、ちょっと私はわかりかねます。ただ、高野会館と志津川病院というのは、通りを隔てた位置にあったものですから、その津波避難ビルというのは、あまり一箇所に集めるんじゃなくて、やはり分散しなくちゃいけないんじゃないかというようなことがございました。私の知っている範囲ではそれぐらいだと。

【委員】 つまり、それは官公庁施設ではないけれども……。

【部会長】 官公庁施設ではございませんね。

【委員】 先ほどの話は官公庁施設ではなかったということですか。

【部会長】 官公庁施設としては、志津川町にはないんですかね。

【国土交通省】 ないです。はい。

【委員】 ありがとうございます。

【国土交通省】 済みません、参考ですけれども、この資料2の(4)で申し上げたB市におきまして、この被災した地方合同庁舎については6階建てでございますけれども、周辺の方が避難をされてきて5階に行ったり、また水が上がってきたら屋上に行ったり、行ったり来たりされて、数日間そこで避難されていた……。実質的にです。はい。

【委員】 おそらく指定しなくても、あれば、安全を求めているらっしゃいますから。

【国土交通省】 そうですね、安全であれば、ですね。安全そうであれば。

【委員】 ですから指定しているかどうかにかかわらず、ある程度、やっぱり考える必要はあるという話じゃないですか。

【国土交通省】 はい。

【部会長】 国土交通省からまとめたいいただいた官公庁施設のあり方について、今回は主に津波というのか、地震、津波を含めて、災害に対する安全性確保という議論になったときに、1つは、官公庁施設そのものが機能しなくちゃいけないので、機能保持ということが1本柱としてあるんですけれど、もう1本、今、〇〇先生がおっしゃったように、避

難施設として使うかという、そのあたりは後で出てくる、非常に限られた空間しかないのに、そこに避難される方は最終的には受け入れざるを得ないにしろ、基本的には官公庁施設に課せられた機能を保持する建物と、もしものときに避難するというのは、分けてスペースを考えられたほうがいいんじゃないかと思うんですね。両方入れちゃうと、業務をしなくちゃいけないスペースがあって、物を置かなくちゃいけないスペースがあって、それを4階、5階に入れちゃうと、人の入るスペースはどこだということになってしまいますよね。

今の議論の中でいくと、官公庁施設が周辺住民から頼られて、津波避難ビルとしての機能まで要求されると、そこまで非常に過大な加重に対して耐えられるかどうか。

【国土交通省】 よろしいですか。そこは非常に厳密に、かた苦しく申し上げると、現時点での官庁施設の、例えば規模であるとか、機能であるとか、構造というのは、まさに行政目的を発揮するためにあるのであって、付加的に、使えれば、そういう人たちにも使っていただけるというのが今の流れです。もっと以前は、責任も持てないからだめだというようなことも、若干過去のところではあって、結構問題になったんですけど、今は受け入れることはしまししょうと。可能なことはやりましようということですけど、今、部会長がおっしゃったように、その目的のためにスペースを別途とっておくとか、その目的だけのために新しい機能をつけ加えるというところまでは、なかなか、まだそこまではちょっとグレーというか、できていないというところがあります。

【委員】 日本人の性格で、どたばたになったら何とかしてあげないとしようがないとになってしまう、一方で、事が起こる前からこれはだめ、これは守らない、これは守るんだというような、けじめをつけるのはあまりよろしくないというくせがあるんですね。しかし、事が起こる前にやっぱりものによってはきっちり決めておかないといけないと思います。多分この部会で話したことはないと思うんですけど、新型鳥インフルエンザの大問題が起こったとき、アメリカは、だれを救って、だれをあきらめるかとはっきり決めた。だれというのは固有名詞じゃないですね、年齢的な意味で。日本も同じように考え始めたんですけど、結局その年には起こらないということで、うやむやになって、それから既に五年程たっている。アメリカは完全に決めた結果として、用意されているわけですね。要するに、働き盛りの人たちは救うけれども、60ぐらい以上、自分も60になったから言えるんですが、60以上は救わんと。それから10歳ぐらい以下も救わんと。それはつまり役に立たないと。そういうようなことをはっきりと決めて、これを国民に開示して合意

をとるということをやってるんですね。

今回は、そこまで極端にということじゃないんですけども、災害復旧に関して、物理的にもつかもたないかということの前に、官庁施設の機能をどうするかですね。さっき部会長がおっしゃったように、機能の上で何が維持されていて、何が維持されなかったかを今回確かめた上で、どうしても機能しないといけないものは守らないといけない。住民を守るのはここじゃないですよ。当然、はっきりとそれは明示した上で、しかしほんとうに被災が起こったときは、そういう対応も多少は要るでしょうけれども、はっきりとそういう機能なんだということを示さないと、うやむやになってしまうのが危惧されるということなんですね。

ですから、もちろん住民の人たちを救うための避難場所というのは当然用意するわけですが、官庁施設がそれを賄うだけのことをやるかということ、持っている機能が全く違うことなので、そこははっきりと決めた上で開示して、それで決めていくというのは当然の話だと思うんです。それは議論の余地がないんじゃないかと思うんですけど、そういう根本的なことをまた議論するというのはどうでしょうか。それこそ直前に大災害が起ころうとしている場所もあるわけですから、やっぱり急ぐと思うんですね。

【委員】 例えなんですけど、実際、業務を継続するのは非常に重要だと思いますし、第一義的にはそうなるということはわかっているんですが、現実には、なかなか断れないという部分もあるんだと思うんですね。その場合に1つ考えなきゃいけないのは、その施設の近くにそういう避難ビルがあるならば、あっちに行ってくださいとかっていうふうにできるんだけど、そうじゃないと、孤立しているとなかなか難しいというのがあると思うので、実際にその津波避難ビルを指定するときの立地というか、分布というか、そういったものも少し考えていく必要があるんじゃないかと思いますけれど。

【国土交通省】 済みません、先ほど発言しましたが、一部事実誤認がありましたので、もう一回ちょっと訂正いたします。津波避難ビルとして、官庁施設を津波避難ビルの機能を持たせる場合には、新たに屋上階段であるとか、屋上に避難ができるようなスペースをとるとか、そのようなことは準備してますので、それが、そのためだけかどうかというのは、若干あいまいではありますけれども、そのために過大なスペース、機能をとるということではなく、通常機能も保持しながら、そういったスペースを使っただけのようにしていこうということでもあります。

【委員】 資料2の(2)のところ、耐震安全性分類というふうになっているんです

けれども、実はこれ、どういう機能を持たせるかというので、ここは分類されていると思うんですけども、これを維持しながら、あと、津波避難ビルとしての役割と先ほどから言われてますように、どこに立地しているとかで、また整理できるんじゃないかと思うんですけどね。それで、後ろのほうのところの港湾庁舎とか見てますと、わりと津波に関係ありそうなものというのは、地方が多いせいかもしれませんが、Ⅲ類とか、場合によってはⅡ類が多いので、そういったところの、国が考えられている施設の機能が、何を持たなくちゃいけないということを考え出していくと、わりと避難を受け入れてもいいような機能維持の程度と言ったらおかしいか、わからないですけども、でもあるような気がするんで、屋上を使ってもらうとか何かだったら、積極的に立地に合わせてやるということもあり得るんじゃないかという気がするんですけども、そのⅠ類のものにいろいろな人が入ってきてというのは、かなり大変もしれないんですけども、Ⅲ類であれば、少し考える余地がありそうな気がするんですけども。

【部会長】 わかりました。特に今、すぐにお答えいただかなくても、お考えいただくということで。

【委員】 ちょっと教えていただきたいんですけど、避難というのが、ちょっと定義がどうなっているのかわからなくて、今議論されているのは緊急の、ほんとうに多分1時間、2時間とかいうようなタームかもしれないですが、でも、避難というと、ある意味何日も暮らすみたいな、体育館にいるようなイメージとか、何か今まで地震がメインだったので、事前にわからないから、起きた後にどうするというような感じでしたけれど、今回は津波だから、もしかしたら事前という話になって、そのときだけやり過ごすというときに、言葉が分けて定義されているのかどうか、ちょっと伺いたいんですけども。

【委員】 私は1日ぐらいのイメージで、理解していたんですけど。

【委員】 一時避難だと思う。

【国土交通省】 一時がどのぐらいかというのはありますけれど、少なくとも数週間とか、そういうことではないと思います。

【委員】 だから、そこがないと、そこに住ませろみたいな話になりかねないと。

【国土交通省】 一時的にですね。

【部会長】 今回の地震では、基本的には半日ぐらいのようでしたね。夜を過ごしたという。ですから今、〇〇先生のお話のように、避難のことでいくと、後で若干、国土交通省の話にありましたけれど、ライフライン系をどのぐらい保持しないといけないかという

と、光だとか水だとか、普通だと食べ物なんですけれども、水は要るかもしれないけれども、食べ物は置いておく必要はないだろうとかっていう議論は出るかもしれませんね。期間によって。

【委員】 だから、目標を明確にしておいたほうが良いような気がして。

【部会長】 ただ、構造によっては、水が引くところと、なかなか引かないところがあるとかなですね。

【委員】 いいですか。その計画をやっぱり立てた上で、今回の見直しをもう少ししっかりしないといけないと思っています。つまり今回想定していた避難場所は、どういうふうに機能したのか。それから営繕として、この辺に配置された機能がどういうふうに用意されていて、結果としてはどうだったか、そういうことが次の計画を立てる上で当然重要な資料になります。今、ここで想像で話をしていることではなくて、現に既に起こった災害に関してはどうなったのかがわかるわけですね。わかる範囲では、できるだけ、それは正確につかんだ上で、次の計画のけじめに利用すべきことだと思います。そこの部分を、〇〇先生がおっしゃったような意味でも、はっきりと区別した上でやっておかないといけない。いつまでたっても過去のことは過去のことにして忘却のかなたにどんどん追いやってしまって、次は次で計画しましょうということではないはずなんですね。そこの部分が、僕は一番急がれる、行動すべきことじゃないかと思っているんです。

【国土交通省】 今日のお配りした資料は、かいつまんでお配りしておりますけれども、今回津波に遭われた幾つかの建物について、どういうふうに実際に地震発生後に活動されたかという、活動状況も詳しく聞いております。で、ちなみに先ほど申し上げたB市の、屋上に避難した件でございますけれども、水がなかなか引かなかったということから、職員と避難者は被災から2日後に自衛隊のヘリによって避難したということで、一時避難ではあったんだけど、結果的には2日間とどまったという事実はございます。

【部会長】 場所によるんですね。引いたところと。

【委員】 むしろ、本来に戻って、業務継続という意味でいきますと、例えば資料2の(4)の港湾合同庁舎というのは、かなり海に近いところだったので、かなり大きい津波が来たわけですね。それで、これは3階以上は、一応業務は行える形に残っていたということですか。これは、それぞれ2階建てということですか。RC2というのは。

【国土交通省】 A市ですか。

【委員】 A市。

【国土交通省】 A市は、全く機能停止したんですよね。

【委員】 これ、2階建てだったんですか。

【国土交通省】 2階建てです。

【委員】 2階建てだったら、それはしようがない。わかりました。

【国土交通省】 でも、2階まで水が来たので、いわゆる撤収、避難して、別のところで業務をやったということです。

【委員】 例えば、そうすると2の(4)の場合は、RC6つてのは、これは6階建てで、少なくとも6階は水をかぶってないわけですよね。

【国土交通省】 そうです。

【委員】 その状態はどうだったのか。

【国土交通省】 だからここは、海保だけは4月13日まで、現地で業務継続をして、ほかのところは即、業務停止をして避難した。

【委員】 そうすると、助かった階は業務継続していたという。

【国土交通省】 はい、上階に海保がありましたので。

【部会長】 今、〇〇先生のお話なんですけれど、空間的には業務継続できるだろうけれども、それから振動による被害は今回少なかったのいいんですけれど、例えば電力が途絶えたから結局仕事ができなかったというようなことはなかったんですか。パソコンが動かないとか。

【国土交通省】 電源は、ほぼ停止しています。

【部会長】 停止してますよね。だからそういう意味で、前回は話題になったように、最後のところにご紹介いただいた、何が必要かという、この2の(6)ですよね。このあたりも、先ほど前先生がお話になった、量をどのぐらい確保するかというのも必要になってくるわけですね。

【国土交通省】 そこは結局、空間は残ったんですけれども、エネルギー関係が全滅したので、ポータブルな発電機とか、施設側ではなく、官署側で持っていたものを細々と使いながら継続をされたと聞いてますので、結果的には、我々の想定どおりには機能しなかったということでございます。

【部会長】 ほかに何か。

【委員】 この復旧が、すごい長いものをバックアップするというのは、現実的にはほぼ不可能なんですよね。だから多分、電気だけを何とか1日、2日、通信とか照明とか、限

られたものに使うというのが現実的ですよ。それ以外はできないかなというのは思いますけれどね。やっぱりできることとできないことを明確にしたほうがいいし、さっきの話じゃないですけど、やっぱり私は、こういうご時勢だと、避難して、ある意味勝手に一角を占拠しちゃって、水を持ってこい、何を持ってこい、電気を持ってこいとかになって、それで職員の方が本来やるべき業務に差しさわるとかいう事態が起きるんじゃないかなと、すごい心配で、やっぱり職員の方が大変なわけだから、それで肝心の業務ができないというのがあるから、どこら辺が現実的かという。

あと、それに伴う面積が、こういった非常時の備えで、どれぐらいの面積がとられ得るのかとか、普段役に立たない面積がどれぐらいになるのかとか、いろんなことが込み込みだなと思うんですね。現実的に、それを判断しないといけないかなという。

【委員】 対外的に発表するというのは、かなり先の話でいいと思うんですけども、心の準備じゃなくて、実際にそういう計画を立てておかないとどうしようもないということなんです。実はここで言うべきことじゃないかもしれませんが、いま東日本の災害復旧の初動記録をとっているわけですけど、やっぱり実際に使えるような情報になっていないので、復旧事前初動計画を千葉か、茨城か、その辺でやってもらいたい。やりながら、一方で、東北でどういうことが行われたのかをもう少し調査をやるという、そういうことによって、事前計画を立てるための資料だという前提をはっきりさせておくこと、何かそういうことを内部でもやっておかないと、結局国民的合意ができたから、さあ、やりましょうとなると、おそらく数年かかって、災害が起こってしまっているかもしれないですね。だから急ぐので、内部ではそういうことをきっちりと用意しておくことが要ると思うんですね。

そういう意味で申し上げているので、世の中に向けて発信というのは、最終的には、こういう形で施設庁舎を維持し、周辺の住民の人たちを救うためにはこういう装置であり、この施設はどういう場合には使ってもらっていいかという、そういうことをきちんと明確にしましょうということです。作戦の内容を全部初めから出すということでは必ずしもないんですけど、その第一歩を踏むボタンは、ここでも押せるんじゃないでしょうかという意味です。

【委員】 私も別に、中にいる人を大事にするのはあると思うんですけど、やっぱり地域全体を支えるということの前提の機能の中で、じゃ建物の中にいる人にどれだけするかということだと思うんですね。だからトータルでのパフォーマンスをマックスにするた

めには、ここにどれぐらいのリソースが現実的なのかとしないと、建物の中だけでいっばいいっばいに官庁がなってたら、地域が支えられないと思うんですね。それが、どの辺のバランスなのかと申し上げたいだけなんです。

【委員】 先ほどのお話で、官庁施設、機能保持をしなきゃいけないということと、避難施設としての性能を持つという両面があると思うんですけど、あんまり自分たちの機能を保持しなきゃいかんということだけを防御的に言うというのは、あまり理解を得られないだろうと思うんですね。やっぱり地域に対するサービスをしなきゃいけない、官庁施設というのはそういう性格を持っていると思うので、その点では、その地域における避難ビルになり得る、ホテルであろうと何であろうと、そういうものと連携する官民連携のネットワークを一方でつくる姿勢と、それから官庁としての機能維持の、その両面でうまく方式を立てていくというのが現実的なんだろうと思うんです。

【部会長】 今の〇〇先生のお話に、ちょっと発展させると、この資料2に、今回、東海・東南海のことを考えたときに、どういうことが起こり得るかというのを考えるための情報をまとめていただいたものがあるんですけど、例でいくと、先ほど須崎と言いましたが、高知県と宮崎県という、2枚のページを見ていくと、多分今まで以上に大きな箱が内閣府から出てきて、内閣府も次の計算のために少しおくれるようなことですが、10メートル、20メートルというのが出てきて、見ると、高知だとか延岡とか、比較的大きなところは当然ですけど、5階とか、それに耐え得る高さがあるんですけども。

【部会長】 宿毛だとか、安芸だとか、それから宮崎でいくと、高鍋、油津という、ちょっと都市規模が下がると、2階、3階になると、この赤線の5メートルから10メートル、もしくは紫の10メートルから20メートルに関しては、多分残るとすれば、最上階か、屋上ぐらいしかないんですね。このあたりで、実は前回のときでも、やはり地方自治体との、先ほど言っていた合築をしなくちゃいけないとか、地方との連携をしないと成り立たないよという議論が出されておまして、今、先生方のご指摘のとおりですね、これだけで考えて成立するものじゃないなというところの認識は、多分皆さん、かなり出てきている状況じゃないかと思えますね。

ただ、こういう現状は、どうしても都市の規模から見たら、地方自治体としての市役所、市庁舎という規模も、これとそう変わらない。ほんとうに、ある意味では、いかんとも。

【委員】 全部重ねてつくる。

【部会長】 いかんとも仕方がないという。ただ、先生も今、重ねるという、合同庁舎、

もしくは民間も含めたPFIとかやったとしても、やはり今度、下の階が残っちゃうわけですね。上の階はだれが使うかという、先ほどのこの話にあったように、だれがどういう発議で分布するかという問題が、多分官庁営繕のご担当の方は頭に残っちゃうことになる。そういう現状じゃないかと。

この資料は、今後のことを考えるためにご用意いただいたんですけど、こういう問題でお手上げといえば、お手上げになるようなところもある。正直、現状の社会基盤施設の規模から見たら、10メートル、15メートルと言われると、今の行政体制のままで対処はできない。

ほかに何か、ご意見ございますか。これが現状ということで、じゃこれらを、前回の議論と、今まで官庁営繕のほうで整理された資料をもとに、ちょっとケーススタディー的なものをしていただけましたら、より議論が具体的にできると思います。

それでは資料3関係ですね。ケーススタディーということで、これについて事務局のほうからご紹介いただくということにさせていただきたい。

【国土交通省】 はい、資料3の(1)をごらんください。津波浸水のおそれがある地域における庁舎整備の計画例でございます。あくまでも想定というか、仮想のシミュレーションになっておりますけれども、津波高さは2つ想定しております。1つが10メートル、1つが1.5メートルということで、それぞれ、まれに発生する津波と、遭遇する可能性が高い津波ということで、10メートルと1.5メートルを想定しております。

施設機能といたしましては、災害応急対策活動を行う官署と、それ以外の官署ということで、5官署入るという想定にしています。それから(2)の②に書いてありますが、津波時の地域住民等の一時避難施設に指定されているという、そういう条件下でございます。

2番から具体的に、このシミュレーションというか、ケーススタディーの中で施した工夫ですね、津波対策としてやった工夫を書いております。(1)で、災害応急対策活動を行う室等を上階に配置すると書いております。津波に対する対抗手段としては、上に持つていくということのほか、決定的な手段がないと。めくっていただきまして(2)、同じことでございますけれども、(1)は災害応急対策活動を行う部屋でしたが、(2)が流出が許されない財産・情報を保管する部屋と。それから(3)が地域住民等の一時避難場所ということで、上階に配置をしたというものです。

それから(4)が構造体についてですけども、当然のことながら、津波に対抗できる強度、耐久性を持たせると。しかしながら、それを少しでも緩和するために、1階部分に

については、水圧を受けて外壁が外れて、水が流れ込める、受け流せるような構造にしたというケーススタディーになっております。それから（５）でございますけれども、こちらは一方、1.5メートルについての対策を書いておりますが、こちらは建物まで来させないようマウンドアップと書いてますが、盛り土をして、遭遇する可能性が高い津波については建物まで来させないという処理をする計画になっております。

それから（６）でございますが、こちらは洗掘防止ということにしています。東日本大震災でも、かなり建物の下が洗われて、洗掘された例がございましたので、犬走りを補強するような形で洗掘を防止していると。それから（７）でございますけれども、波が上階に遡上するのを少しでも防ぐために軒を出す、それを防ぐための軒を出すという工夫をしております。

それから、めくっていただきまして、（８）ですけれども、こちら設備関係でございますが、水が来た場合、どうしても機能停止は免れないので、二重化をして、下の部分が機能停止した場合でも上の部分が生き残れるという措置を、電気設備、機械設備でとっております。

右のページには、それぞれ今ご紹介いたしました、このケーススタディーで行いました工夫、メニューとここでは書いておりますが、津波対策メニューのそれぞれについて、前回ご指摘のありました、平常時の負担の影響について、事務局案として整理をしております。平常時の負担といたしましては、当然のことながら、イニシャルコストの増加とメンテナンス上の負担と、その他の影響ということで、例えば危険物のリスクが高まるとか、衛生管理上のリスクが高まるとか、そういったものをメニューごとに星取表で整理をしてみたものでございます。

続きまして、資料3の（2）にいきたいと思っております。こちらのほうは、もう少し想定範囲を、条件を広くとって、どのような庁舎形状があり得るかということを見てみたものでございます。ケース1は今、この前にご紹介したケーススタディーの例と似ておりますけれども、通常型と括弧で書いてますが、あまり大きく形態を変えずに、建物の通常の形態で対抗できる形がケース1です。津波高さが9メートル程度になっております。

ケース2が、津波高さ25メートルになっておりますが、こうなると通常の形では対処し切れないということで、やぐら型と仮に書いておりますけれども、建物の下部分が鉄骨のフレームで構成されるような形があり得るかなということで、2つケースを挙げさせていただきます。

これを、見ていただいた後で、めくっていただいて、裏面ですけれども、津波の高さを4パターン、上から2メートル、9メートル、17メートル、25メートルになっておりますけれども、それから有効床面積を6パターンということで、5,000平米、3,500平米、2,500平米、1,500平米、1,000平米、500平米と。この有効床面積というのは、その場で確保しなければいけない床面積ですね。ということで6パターン、全体で24パターンについて、どのような庁舎形状になるかを見てみたものでございます。

クリティカルになりますのは、オレンジ色の災害対策室が、水が来るところよりも上になければいけないという条件が、一番クリティカルになりますけれども、そういった条件下で庁舎形状を見てみたものです。当然の結果とも言えますけれども、右端の隅ですね、確保しなければいけない面積が小さくて、そこで想定される津波高が25メートルの場合というのは、非常にやぐらの部分大きい——このブロックがいっぱい積み上がっているもののうち、グレーのEと書いた、グレーの部分は鉄骨フレームだと思っていただければよろしいかと思えます。それ以外の色の部分は、床が張ってある、通常使用できるスペースだと見ていただければよろしいかと思えます。オレンジ色は災害対策室で、黄色と青は一般室、災害対策室以外という整理になっておりまして、青と黄色の違いは、浸水するかどうかの違いでございます。

今申し上げた庁舎形状の傾向・分析を、(2)で、執務空間確保の効率性という名前で表現しておりますけれども、グラフの下に計算式を書いてますが、要は、今申し上げたグレーのEの部分とDの共通部分ですけれども、それを有効部分に足したもので有効面積を割った、レンダブル比のようなものですけれども、それをあらわしてみると、このようなグラフが書けると。これも当然の結果ではございますが、庁舎規模が小さくて津波高さが高いほど、非常に効率が悪くなる。0.1以下というような状態も見られるというグラフになっております。以上が資料3の(2)でございます。

続きまして資料3の(3)でございます。津波浸水のおそれがある地域における庁舎整備計画の妥当性検討フロー例ということで、書かせていただきました。今、ご説明した24パターンのもの、ケーススタディーを見ていただいてもおわかりのとおり、やはりある場所が特定されて、想定の高さと建物の高さがわからないと、どういう整備計画が妥当であるかの判断もできないということから、このフローの一番最初に、庁舎整備計画を想定というふうに書いております。まず、庁舎整備計画を想定するところからフローがスタートするというものです。

真ん中あたりに、黄色のひし形とピンク色のひし形が並んでいる部分がございますが、ここで人命が確保できるかどうかをチェックしております。黄色の部分が、建物の上に逃げられるかというチェックで、ピンクの部分が、建物の外に逃げられるかというチェックになっております。それから1つ飛ばしていただいて、もう一つ、黄色のひし形がございますが、この部分で、先ほど先生からもご指摘ありました、業務継続ですね。災害応急対策活動が確保できるか、業務継続ができるかどうかのチェックをしているという、そういうフローになります。ですので、あくまで津波に対してだけですけれども、妥当性検討の中で人命の安全確保ができるか否か、業務継続が可能か否かという、2つの判断軸、評価軸があるのではないかとこのフローになっております。

続きまして資料3の(4)でございます。こちらは、私ども施設整備側から、その施設を使う人、管理する人に、どういった支援が今後必要かということを整理するために、タイトルに、発災時における想定シナリオと書いてますが、発災時にどういった行動を施設の利用者の方がとられて、それに対して、我々がどういった支援ができるかというのを少し押さえてみたものです。

紺色の帯で、まず①で地震発生、②で津波による浸水、③で津波浸水の収束というふうに書いておりますが、それぞれのフェーズを設定しております。赤い四角で、津波警報の発令と書いておりますけれども、その直後、左側に、この緑の吹き出しが書いてますが、まずはやはり、避難もしくは業務継続をどのようにするのか、この建物にいてできるのかということをもまず判断しなければならないであろうということで、緑の吹き出しの中で、私ども施設整備側から、こういった情報提供が必要ではないかという、情報の中身について簡単に書いております。申しおりましたが、赤い色のフローと黒い色のフローに実は分けて書いておまして、この赤い色のフローのほうは、フローの一番上に赤囲みで書いていますが、津波来襲時に業務継続が必要な機関については赤い色のフロー、それ以外の機関については黒い色のフローということで、要は津波警報が発令された直後、避難を考えるのか、業務継続を考えるのかということで、分かれるということです。

青色の破線で囲っておりますが、災害応急対策活動を行う機関については、やはり少し防災安全上の措置等の実施、簡単に言うと火をとめたとか、防潮堤をちゃんと立ち上げたとか、そういったことをやはり確認すると。時間のないところではございますが、可能な範囲でそういうことをするというフローになっておまして、そこでも我々から何か支援ができることがあるのではないかとこのフローになっております。

それから津波による浸水が起こり、津波の収束した後ですけれども、これは従前からやっておりますが、庁舎の被災状況の確認の段階で、その点検について、どのような点検ポイントがあるかというようなことを私どもから資料提供するという支援が考えられるという資料でございます。

続きまして、資料3の(5)でございます。こちらは前回、保全に関する基準に関しまして検証が必要ではないかということで、ご指摘いただいたものについて、私どもで考え方を整理してみたものでございます。まず資料の上段の部分で、その基準の位置づけについて書かせていただいております。ゴールというか、最終目的は、その施設が支障のない状態に保全されていて、いざというときに使える状態であるということですので、それに対して各省、各庁に対して、その保全をしてもらうよう規定し、支障のない状態とは何かというのを別表で書いたものというのが、保全に関する基準でございます。

中段部分に、それを要約して書いておりますが、法令等に基づく基準でございますので、その性能についても、法令等に基づく必要な性能というものが確保されるように、適正な保全というものが行われるよう定めたものでございます。それを受けて、保全の基準の反映に関する考え方を最後に整理しておりますが、そういった意味では今回のご議論も踏まえまして、位置、規模、構造の基準などで新たな性能が求められる場合には、それに対応する形で、保全基準にも相応の追加が必要であるというふうに考えているところでございまして、基準への反映も含めてですけれども、今後の、いざというときの災害応急活動がちゃんと行われるように施設管理者に適正な保全というものを徹底していくということについては、方針としては変わらないところでございます。資料3の説明は以上でございます。

【部会長】 どうもありがとうございました。少しスケッチで、こんな施設というのが出てきたので、イメージをつかんでいただきたいと思いますけれども、これに関しても、まずご質問とご意見、全くこれもご自由なご意見で結構だと思います。何かございましたら、よろしくをお願いします。

【委員】 ちょっといいですか。私、構造については素人なので、もしかしたら的外れかもしれないですけれども、実際現地も見た印象で言うと、もちろん第一義的には、押し波の津波が結構大きな破壊力を持っているんですが、実は後背地の地形によっては、引き波によって建物に損傷があったように私には見えたんですね。そういう意味で言うと、もしそれが正しいのであれば、その庁舎の整備の計画へのところでも、その部分も含めて正

したほうがいいのかもしれないなと思ったので、あえて申し上げました。もしかしたら、既に考えておられるのかもしれませんが、あるいはそれほどでもないかもしれないですけど。

【委員】 資料3の(1)の4ページ目になるんですけど、災害時に電力、通信、空調、衛生とかで、なにか分けられているんですけど、しつこいんですけど、やっぱり優先順位的にどうなのかなという気がしていて、私は設備が専門ですけど、災害時に空調設備を維持するってのは、いまいちピンと来ないというところがあって、あるとすれば、冷却水とかが漏れて、貴重な水をロストするとかいうことぐらいが現実的で、空調に電気使ってる場合じゃないだろうなというのは思うんですよね。

右のほうも、災害時にトイレを流すっていうのは、貴重な飲料水をやっぱりロストしてしまうんじゃないかなと思うんですね。だからやっぱり、上に残っている高置水槽の水が極めて貴重なので、できる限り飲料のみに使えるように、1人3リットルの水がないと、それは死んじゃうので、それに最優先で回って、ほかのことに回らない、変なロストをしないという、そういう費用対効果というか、何に限られて便益を回すのかというのはリアルにやったほうがいいのかなと。それは電気もそうで、通信とかそういったところが費用対効果が高いんじゃないかとかあると思うので、その辺の精査をぜひしていただけないかなというのがちょっとあります。

【部会長】 そうですね。おっしゃるとおりかもしれませんね。僕、この設備の分類ってわからないんですけども、通信だとか衛生だとか、アクションに対するものと、それに対して必要な素材というのか、電力だとか水だとか、それを混在してこういう議論をされていることが多くないですか。設備の方って、違うのではないかな。

【委員】 そうですね。普段エネルギーが潤沢にあると思って、生活してますから。

【部会長】 だから一番必要なのは、多分状況をまず外へ発信する通信機能は、ぜひ発したいと。通信機能を確保するためには何が必要かという、電気だと。

【委員】 そうですね。

【部会長】 というプロセスになる。それから夜間も作業をしなくちゃいけない。そのためには何が必要かという、明かりだということになって、電気が必要だという、そういう整理をしてくれると、何を確保したらいいか、水なのか電気なのか、あと何があるんですか。水と電気と。

【委員】 今もそれじゃないでしょうか。それがないと人が死んじゃいますから。あと、

ほかのものは、「あればいいですね」ですけど。

【部会長】 そうすると電気を確保するためには、外部電源がなければならない。

【委員】 自家発電。

【部会長】 油と発電機だという、そういうものが出てくるわけだよね。

【委員】 そうですね。それが必要なところだけに行くようにして、ある意味、しょうもないものに電気が全部使われていたとか、ないようにしないといけないかという。いつもそれは非常用電源で、系統をどう整理しておくか、問題になるんですよね。だから現実的に、どこまでやるのかなというところがあって、だから肝心なときに電気と水がどうしようもないことに使われて、あつという間に枯渇したというのが一番怖いんですね。

【部会長】 はい、どうぞ。

【委員】 地震のときに、建物がⅠ、Ⅱ、Ⅲで分かれているんですけど、設備のほうは甲乙で分かれてて、それぞれ施設ごとに、どういう機能をどう維持しなくちゃいけないかというのは、結構地震のほうでかなり整理されると思うんですね。それを津波のときの機能維持のところにも当てはめて、もう一回整理すべきじゃないかと思います。

それからもう一つ、津波のときに、業務の必要な機関と、それ以外の機関と、2つに分けておられるんですけども、それがここの耐震安全性の分類のときの、こういう機能維持の分類と、ここの分け方が、どこの線で引かれているかというのがないと、地震が来た後に津波が来ますから、そのときの整理と津波の整理が全部ちぐはぐだと、計画を立てるときにどうやればいいかというのがよくわからないので、やはり地震のときに何を維持するかというのと、津波のときに何を維持するかというのは、そう違わないと僕は思いますので、その関連でやっていけば、設備も構造もわりと整合性がとれて、整理できるんじゃないかという気がしているんですけど。

【委員】 津波にやぐらが、田舎の建物がいいというのもわかるんですけど、単純には海拔25メートルぐらいの場所に立てればいいわけです。だから微地形をずっと調べて、25メートルラインの立地をやって、逆に言えば内陸に離れちゃったときに、それをバックアップする機能は何なのかというような形の、立地に関するプランニングというのも同時に考えたほうがいいんじゃないかと。こういうふうに、メカニカルにやぐらを組んで、どうやってこうやってとやっていくと、だんだん危なくなってくるような気がしますけれど。

【国土交通省】 設備について、先生が先ほどおっしゃったご意見、よくわかるんです

が、空調や衛生を、通常のような快適な状況に維持するという意味ではなく、最低限必要なものというふうに考えていただければいいと思います。トイレが使えないと、中に簡易トイレとかを置かないと、仕事ができないんですね。そんなことをやってたのではとても大変なので、最低限の水は流してあげないと、配管が詰まってしまいますから、その程度の水は当然確保した上で、使えるようにするということです。飲料水は当然、きちんと確保する必要があります。

空調のほうも、一例として、例えば通信設備なんか過熱すると使えなくなってしまうですね。コンピューターとか、ある程度冷やしてあげないと使えないような設備もあるし、あるいは非常に暑いときとか寒いときに、快適とは言わないまでも、少し暖房したり冷やしてやらないと、仕事ができないんですね。たくさんの方が集まって。最低限必要な機能を維持するためというふうに考えていただければいいのかと思います。程度の差は、当然つけるとしてもですね、今、同じような絵でかいてあるので、同じレベルでやるのかというふうに見えるかもしれませんが、その辺はうまくやっていると思います。

【委員】 　でも、衛生でいけば、高置水槽の容量って、ピークの1時間、2時間をカバーするぐらいしかやらなくて、普段の設計だと、衛生のために、小さめに設計したほうがいいとなるので、やっぱり量はごく限られているんですね。

【国土交通省】 　受水槽から水が上げられるようにするということです。

【委員】 　受水槽が使えれば、半日分は。

【国土交通省】 　ええ。

【委員】 　でも、ほんとうにできるんですかね。

【国土交通省】 　今、そういう想定をしています。

【委員】 　ちょっとリアリティーがわかなくて。

【国土交通省】 　油タンクも同じです。先ほどの事例でもありましたけれど、せっかく上のほうが使えるのに、発電機もあるのに、油が上がらなくて発電機が使えなかったという事例がありましたけれども、やはりこの油タンクからきちっと油が上がるようにということで、この左上の電気設備の、この辺もどういうふうにしたらいいかということを検討しております。

【部会長】 　私は個人的には、こういう防災施設を完備するというのは、かなり余裕のある社会ができることじゃないかと思うので、我々も余裕があれば何でもやりますよと言えると思うんですけど、なかなか余裕のない中で、過大な加重に対してこういう設備を

つくっていくと、どこかを犠牲にしていくときに、どこを落とそうかというところの議論を皆さん、今そこでもされているような気がするんですね。どうしても、両方とれませんよと言われたときの価値判断が、どうも皆さん方、それぞれ違った価値判断がありますので、多分一本化はなかなか難しいと思うんですけど、今おっしゃったように、〇〇先生のほうは迫った火急事態に重きを置いていらっしゃる面があり、それから国土交通省のほうは、少し余裕のある状況から見てるんじゃないかなと思ってますけれどね。

【国土交通省】 余裕ではなくて、最低限必要なものということです。

【部会長】 最低限ですか。

【国土交通省】 ええ。

【委員】 だからちょっとそこでは、この機械室をどれぐらい現実的なコストで補強できるのかというのがわかってないところでもあって、かなり大ごとなんじゃないかなという気が——どこかの発電所じゃないですけど——思っているんで、それはそれで余裕があれば、やっていいと思いますけれど、そうでないときに、上に確実に残っているものでどこまでできるかというのが、やっぱり現実的で、次善の策を用意しておいて……。

【国土交通省】 受水槽が使えなくなってしまうたら、おっしゃるように、水を節約して使わなければならないと思います。

【部会長】 だから根っこというと、その機械室を屋上階に置くよりは、屋上階を屋上として、10人を避難するスペースに使ったほうがいいんじゃないかと判断される方もいると思うんですよね。それだけ、その地域に関連する設備がなければ、そこを使わざるを得ないという状況もありますね。

あんまり個別の議論になっちゃうと、多分それぞれが出る。ほかに何か。

ちょっと私から1つ、この機ですから、先ほど〇〇先生からお話のあった、業務継続とサービス機関としてのある程度のあり方ということでまとめていただいたのが資料3の(4)の、まだ未定稿とありますけれども、いわゆる業務継続が必要な機関ということに重心を置くと、災害時にはある意味では人を受け入れられないと。先ほども、トリアージみたいな判断もできると。

この辺、何か皆さん、今の段階でのご意見、何かございますか。わりと広い言葉で地域との連携を深めて、この官公庁は業務継続をして、隣に、市のつくったところを避難ビルにするという、そういう連携を図るということは可能性はあるんですけども、1つしかなかったときに、これどうするかというあたり……。だからわりと〇〇先生は、左のほう

に近いながらトリアージ論であるとは思い込みをしたんですけれど、〇〇先生はどちらかと言うと、やはりもう少しサービス機関としての機能は不可欠だと。

【委員】 オープンにしよう。だって日本では、暴動が起きて、略奪行為が起きるといふほど、治安は悪くはないわけですから。

【部会長】 どうですか。皆さん方、何か、この機に一言。

【委員】 僕は思うのは、Ⅰ類というのが重要だと思っているんですけども、ここの対象になる津波のところというのは、どうもⅢ類とかⅡ類が多いような気がして、そういう施設だったらやっぱり地域に開かれたというか、それをやるような施設であつてもいいような気がしてるんです。

【部会長】 例えばⅠ類施設ですと、裏を見ると……。

【委員】 裏はⅠ類ゼロなんですよ。

【部会長】 海に近いところというと、海運局の船舶の安全の確保に対するという、この施設を仮につくるとすると、山につくるわけにはいかないの、これは海岸際につくると。そうすると、これがⅠ類に該当するんですね。

【委員】 ああ、地方運輸局Ⅰ類。なるほど。

【部会長】 それから海上保安の形での海洋環境保全だとか事故対策、これは当然ながら、これがⅠ類に相当するんで、こういった建物を、もっと具体的に言うと、石巻につくろうということになったときに、どのくらいの大きさのものをつくって——逆ですかね、そこに周辺住民の避難ビルとしての機能を持たせるということを決めると、その必要面積が決まるといふ形になると思うんですね。そこを、どっちがいいかということ……。それがあるんですよ。

【委員】 でも、このやぐらとか何か、やらなくちゃいけないのというのは、Ⅰ類ぐらいだったらやらなくちゃいけないと思いますけれど、そうじゃなかったら、ここでなくて、場所とか、いろいろ、手当てがあるんじゃないかなという気はしてましてね、その重要度に応じてどこまでとことん追求するかというのは、限られた資源の中だと、やらざるを得ないんじゃないかという気がするんですね。

【部会長】 だから、それをやろうとしてるわけで。我々に余裕があれば何でもできるんですけれど、限られた資産の中でどういったものでもいいかということ。

【委員】 でも、予算がないから、いざとなったら住民に対しては一切締め出しますという官庁をつくるという予算づくりを、僕は認めるべきではないと思いますよ。

【委員】 それはないですね。僕もないような気がするんですけどね、そういうのは。

【委員】 予算とか資源がなけりゃ、共通に考えたらいいいわけで、官庁だけで考えようとかね、そういうのがまずいわけですね。だから災害対応を兼ねてやるのであれば、当然それこそ、地公体の連合とか、東日本で活躍された地方整備局とか、いろんな議論があるじゃないですか、それらとの連携を抜きにして、官庁が、ここは住民の人のためにもつくりましたよなんて、気楽なことは、言っても意味はないと思いますね。やっぱり地元の住民の人たちを救済することと、それから即、災害に対応すべく必要な機能というものはどういうふうにあるべきかということは、それぞれの自治体と一緒に考えておかないといけません。繰り返しになりますが、連携するというを前面に出してやらないといけないということが優先で、その下で、官庁が考えるべきことは本来はその機能をどうするかである。考える範囲は当然、全体ですよ。個々じゃなくて、全体のためにどうするかということを考えておくべきだということがまず優先であって、それ以外のことは、すべて住民の人たち、地域の自治体と連携して考えるということがないといけないと思うんです。でないと、むだになりますよ。

私の田舎も町村合併で、近所で体育館が2つ、3つになったりしていますが、そういうようなことと同じで、別々に考えれば、当然そういうことすべてが住民のためでもあり、自分たちの役割を果たすためでもあるということで、用意しちゃうわけですから、やっぱり災害対応というのはそういうことではなくて、もっと本質的なことをやってかないといけないということじゃないかと思うんですけど。

【部会長】 ほかに何かございますか。

【委員】 むしろ考え方としては、避難者の受け入れをどこで行うのか。つまり、別にその庁舎でやらなくたっていいわけだから、ということを想定しつつ、計画をつくりなさいという指針にしたほうがいいのかと思いますね。

【部会長】 それは前回話題になった、地域との連携ということですよ。

【委員】 ええ、今おっしゃったこととある程度似ているんですけども、受け入れることを前提にしたり、受け入れないことを前提にしたりというのは、なかなか難しいんじゃないかと思って。

【国土交通省】 多分、今後は、庁舎計画があるときには、市町村と協議をして、津波避難ビルのニーズがあるかどうか。要するに隣にもうあれば、それはつくらなくていいわけだし、で、そういうニーズがあれば、それを組み込んだ形で予算要求をして、計画をつ

くるみたいなことを……。

【委員】 それは早い時期から、予算措置をしてもらおうとか、というのを含めて。

【国土交通省】 ええ、プログラムをしていくということかな。ただ、今まだそういう取り決めがないので、そういうことをこういうふうなフローにしたほうがいいんじゃないかということをお願いしたら、それを分化できるということでございます。

【委員】 今の〇〇先生がおっしゃったような意味で言うと、この営繕というか、国の機関がそういうところまでの気配りをしながら考えていく……。地方の行政単位だと、とても全体ということは見えませんが、自分の行政区はそれは見えます。そういう意味では、国側のほうがそこまで配慮した上で、どういう分担にするのかという提案をする、それがここの指針でもあるべきことじゃないかと思うんですね。

【国土交通省】 それが、ちょっと大げさですけど、国の役割かもしれないですね。

【部会長】 今議論になった、地方との連携だとか、それに関しては委員の方々、ご異存は特にあるようには思えないし、前回もこの話題が出たので、これは必要とあれば、こういう審議会とかこういう場で、皆さん方に何らかの形で意見書みたいなものを出すということは可能ではないかと思えますね。それでそれに沿ってやるんだと。

【国土交通省】 ごめんなさい、今ちょっとまた修正をさせていただきたいんですけど、先ほどのB市でございます。6階建てのB市ですけども、津波避難ビルに指定されていたということで、済みません、ちょっと間違っておりました。で、消防庁の報告では、120名の避難者が屋上、6階に避難されていて、2日後に救出されたということでありま

【部会長】 よかったですね。

【国土交通省】 はい。

【部会長】 いかがでございましょうか。少し議論が散乱してしまった面もありますが、今のケーススタディーの3関係について、例でおっしゃったB市の6階建ての建物です。そして、私はある地方自治体で津波関係の話の相談を受けたときに、屋外階段の設置だとか、それから今地方自治体が抱えている非常に大きな問題として、私もそうなんですけれども、60を超えた人たちをこういう高いところにどうやって避難させるんだというのがあり、具体的な作業になってくると、多分外部につなぐ階段も、普通の避難階段じゃだめなんだということがある。すると、建物をつくることから考え直していかないといけないというのは、多分皆さん頭にあって、我々も困ってるし、コミットしている行政庁

も困っている。みんな困ってるんですけど、何かいい知恵はないんですかね。エスカレーターも使えない、エレベーターも使えない。

【委員】　　そういう意味だと、ちょっと冷たい言い方をしますと、無限大に大きい津波に耐え得るものをつくるわけじゃないですね。そうすると、どこまでを考えるか、それを考えるときに、お年寄りをどうするかという問題で、それが例えば地震とかいうので、1000年に1度のものに耐え得るものをつくるのか、100年なのか、50年なのか、その想定を超える津波に対しては、例えば我々のような年寄りはいくらも得ないような措置をするということにならざるを得ないと思いますね。通常は、当然そんなことはなくて、例えばここで考えられているような、15メートルとか、これでほぼ大丈夫だということに関しては、当然すべての人が救われるようになるわけですね。それよりも巨大なものに対して考えようとしたときに、すべての人間も救えるようにとはできないわけですね。その仕切りをどうするかということは、やっぱりこの問題じゃないと思うんですよ。この問題じゃないんだけど、国としてはそれを決めないといけないというのは、さっきの新型鳥インフルエンザと同じですよ。だからそのことをはっきりと議論できるようなことを、国は内部でやっとならないといけないでしょうと。

【部会長】　　国の問題ですかね。どこがやるんですかね。

【委員】　　どこでしょうかね。しかし、必ずその決断は国がしなければならない。一方で、ここでは当然、通常の対応のところでは、すべての人が考えられるように、救えるようにということを考えて当然だと思っていますけれどね。

【部会長】　　ただ、前回の議論の中でも、いわゆるどのぐらいの荷重を考えようかということで、やはり防災ということから考えたら、今情報として出ている最大級のものに対しては荷重として考えるんだと。だから津波高さも、彼らが言っている、想定外を起こさせない評価をしたというのであれば、それをとらざるを得ないだろうという見解は、大体私は合意したと思っていますね。平均値ではなくて。施設整備に当たっても、それでいこうというご判断ですね、現状としては最大級の荷重を考えよう。

【国土交通省】　　最大クラスを想定して考えるという。

【部会長】　　最大クラスですね。まだまだ不確定要素があるし、ちょっとあまりにも数が多い、加重が大きくなり過ぎた点もあって、我々も戸惑っているし、国土交通省の方々も戸惑っている段階ではないかと思うんですが、何かほかにご意見ございますでしょうか。

【国土交通省】　　済みません……。

【部会長】 あ、資料1ですね。

【国土交通省】 そっちですね。議論のヒントになればということで、かなり事務局案ということで書かせていただいておりますが、資料1の中段と右の欄を簡単にご紹介させていただきます。今のご議論も踏まえてですけれども、「あり方への反映の方向性」と書いておりますが、まず少し、東日本大震災の被災に関することに触れたいと思っております。それから首都直下地震の関係、当然今後の計画という意味では、首都直下地震は避けて通れないものですが、国家機関の建築物の中に当然中央政府がございますので、その業務継続の必要性も踏まえて、少し触れたいと思っております。

それから立地の部分ですが、先ほどフローでも少し書きましたけれども、ハード側でどこまで災害を防除するのか、事業化に向けたその前提条件の整理の考え方、この中に、先ほどからの議論のあります地方公共団体の連携等も入ってくるかと思っております。それがその下に書いてあります。

その立地検討、前提条件整理の要素として、括弧で4つ挙げておりますけれども、各官署の業務特性の考慮と、それから地方公共団体との連携、それから代替施設の要否、有無等、それから火災等の二次災害の考慮といった内容を盛り込んでいきたいと思っております。

それから整備につきましてですけれども、これも当然と言えば当然ですが、かぎ括弧で書いておりますけれども、業務継続が必要な機関への配慮と。それから自立期間の適切な設定と、それからこれも議論が今日も出ておりましたが、地域ニーズの受け入れの考え方等、そういったことを含めて整理できればと考えております。

それから1つ、外力の時系列の整理への対応でございますが、ここだけかぎ括弧をつけさせていただいておりますけれども、地震力の後の津波力ということについての整理が、まだ全体として工学的にどうか、学問としてまだ検討段階にあるという認識がございまして、必要性だけをここで盛り込むということは現在のところ考えておりません。

それからその次、施設の安全性の速やかな把握につきましては、その必要性について触れたいというふうに思っております。

それから保全基準、使用・保全の段階につきましても、ご指摘がございましたとおり、災害時の機能確保のために平常時の適切な保全が重要であることについて盛り込んでまいりたいと思っております。

それと既存施設の扱いについても、どのように考えていくかということについて書きた

いと思っております。

一番右端の欄でございますが、これは官庁営繕の事務事業への対応の方向性でございますが、かなり実務の話になりますけれども、まずは中央合同庁舎の安全性の検証というのを予定しております、その結果を受けて必要な措置というのを検討してまいりたいと思っております。

それから縦書きで書いておりますけれども、関連する基準等につきましては点検をし、所要の改定を行うということをしてまいりたいと思っております。

それからその右側ですが、施設整備計画の立案・検討において、防災、減災の観点というのをより強化してまいりたいと思っております。

それからその下、企画書と書いておりますけれども、これは私どもが設計を外注する際に、その条件ですね。設計条件を整理する資料でございますけれども、そういった記載についても、今回の議論を踏まえて、よりプログラムの充実をさせていきたいと思っております。

それから施設整備そのものについては、所要の機能を確保するとともに、施設整備側として相手に伝えるべき情報ですね。施設機能の限界とか、そういったことを施設管理者、利用者に確実に伝達してまいりたいと思っております。

それから保全に関しましては、保全実施指導についても、災害時にちゃんと円滑にその活動が行えるような施設のための保全を徹底してまいりたいと考えております。

既存施設の扱いについては、その既存施設の状況というのを継続的に今後把握して、例えば津波想定が変わった場合など、必要な情報というのを施設の管理者、利用者のほうに伝えていくようなことを考えてまいりたいということでございます。以上でございます。

【部会長】 はい、どうもありがとうございました。いかがでございましょうか。対応はとっていただくと。ぜひ、この「あり方」について、1番目の東日本震災における、先ほどのB市の6階建てでどうということが起こったと、先ほどご報告いただいたように、何人の方が避難されると、そういったものは、どこか皆さん方で公表されていますか。これは多分、皆さん方が把握された情報で、それらの分析に基づいたものです。

【国土交通省】 第1回の資料としては、先ほどの。

【部会長】 この資料では出てますけど、公表されるご予定はないんでしょうか。学会とまでは言いませんけれども、何かで出していただけると、ほかの人も使えるんじゃないかと思うんですけど、私のうろ覚えですけど、前回でしたか、どなたかが、施設に

来て携帯電話の充電をされたとか言ってました。

【国土交通省】　　そうです、そうです。

【部会長】　　そういう情報も、みんながどういう行動をしたかというものが何かないんですか。

【国土交通省】　　今、概要のみを公表しておりますので、そのような具体的に役に立ってというようなことについては、各官署の了解を得た上で、固有名詞を出すかどうかは別として、公表する方向で確認したいと思います。

【部会長】　　『公共建築』っていう雑誌、なかったでしたっけ。

【国土交通省】　　あります、あります。

【部会長】　　私、一度、原稿を書いた記憶があるけど、ああいうところへ出したらどうですか。

【国土交通省】　　いえ、やる場合は、ちゃんとホームページにもアップするようになりたいと思います。

【部会長】　　欲しいですね。

【国土交通省】　　実際に機能したかという、事実なので、反省点も踏まえて、ちょっとそれは。

【部会長】　　ぜひそれは、この場をお借りして、私の部会長としての立場からでもお願いしたいと思います。何が起こったかというあたりを。

【国土交通省】　　はい。それでありましたら、審議会絡みでやったほうが、インパクトも大きいかと思います。ちょっと検討させていただきます。

【部会長】　　多分、ここを利用される分には、あまり内容が間違っていなければ、委員の方々、問題ないと思いますので、ご利用されるのは構いませんけれど、ぜひ皆さん方の責任で資料をちゃんとまとめておくことでお願いします。

【国土交通省】　　この被災状況についての別添とか、とにかく絡みで。

【部会長】　　お願いいたします。

【国土交通省】　　検討いたします。

【部会長】　　あとは何かいかがでしょうか。あとはここでいくと、官庁営繕基準の見直しも若干入るといえることですか。

【国土交通省】　　入ります。

【部会長】　　はい。

【委員】 1つだけ伺いたいんですが、先ほどもちょっと話があったんですけど、地方公共団体との連携というときに、若干微妙なのは、その費用負担等の問題かなと思うんですね。もちろん立地協議だとか、そういうのはあると思うんですが、実際その建物に何かある機能を持たせるといふときに、それを国のお金だけでやるのか、自治体からもそのお金をもらうのかというところなんですけれど、これについてはなかなか書きにくいだろうなと思うんですが、一方では、書いておかないと、いろいろ解釈の幅があって、いや、協力をしてもらうんだからお金もと言われちゃうとなかなか難しくなるので、少し考え方を示すほうがいいかもしれないと思うんですけど、いかがでしょうかね。

【国土交通省】 合築という制度もございますし。

【委員】 合築だったら当然だと思うんですね。だけど避難なんかというときに、例えばどこかの学校を避難場所にするからといって、そんなに費用を出してるとは思えないんですが、そういう類の話がありましたら。

【国土交通省】 わかりました。

【委員】 特に、特別にスペースを設けるなんていうときには、やっぱり費用負担がかなり大きくなるんだと思うんです。

【国土交通省】 津波避難ビルは基本的には自治体からの要請にこたえる形なので、設置者が一応やるということになっています。

【委員】 なるほど、なるほど。そうすると、すべて負っちゃっているわけですね。

【国土交通省】 だから受け入れられるかどうか、あとは設置者が受け入れられるかどうかだと思います。

【部会長】 津波避難ビルに指定されると、何らかの制約が加えられたり、何らかの恩典があるということはあるんですか。特にはない。

【国土交通省】 恩典は特にはないです。

【部会長】 あれは地方行政団体が指定する。

【国土交通省】 津波防災地域づくりに関する法律上は、市町村が指定することになっていて、あと、先ほどの浅見先生の関連ですけども、管理協定が結べるようになっています。つまり直通階段とか屋上部分とかについては、市町村が協定を結んでですけども、管理を引き受けることができるような、それは恩典と言えれば恩典かもしれないですね。

【部会長】 わかりました。

【委員】 真ん中のところの「あり方」のところの、建物にかかる外力についての時系

列の整備が必要と、括弧になっているんですけど、これは僕が多分発言したことだと思うんですけども、地震のかかってくる、建物の加重のかかり方って、わりと動的なものですし、津波の場合は準静的というか、力のかかり方が変わるので、今津波を前提にいろんなスケッチとかやられてるんですけども、最初に地震があつて、それで損傷を受けたまま、そういう準静的な力を受けて、建物がどうなるかというのは、もう一回検証していただくほうがいいと思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

特に今、地震がまだふらついている状況なので、ここで今すぐというのは無理だと思うので、決まってきましたら、ぜひお願いしたいと思うんです。

【国土交通省】 まだ学術的に知見が定まっていないということなので、技術的検討をしている検討会場で議論をしていただいたほうがいいのではないかと趣旨でございます。やらないという意味ではありませんので。

【委員】 いや、それは多分そうだと思ってます。今の説明で言われてましたので、そうと思ってます。

【委員】 大きな地震があつた後に、各建物をチェックするなんてことは定期的にやっておられるわけですか。

【国土交通省】 はい。

【委員】 今回の東日本大震災のとき、仙台だとか福島だとか、あつたと思うんですけど、そうすると、そういう地形はある程度わかって……。例えばどれだけ損傷がありそうかというのは確実だとか、そういうのはある程度は知見があるんですかね。

【委員】 資料2の(4)の③のところに、地震計の記録で評価をされてるのが載ってるんですけども、僕はこれにちょっと期待をしてるんです。モニタリングとかいろいろ最近、官庁施設はやられてるんで。C合同庁舎という17階建ての建物で地震計を入れていて、その後で解析してどこに損傷があつたかというのを想定しようとして、これがもうちょっと体系ができれば、地震の早い時期に、どこに損傷がありそうかというのが、同定っていうんですかね、今の技術で何かできるようになるんじゃないかと思うんですね。そうすると、どこを調べてこれは使えるかどうかというのがわりと早目に判断できるようになると思うので、ぜひこれを確立できると、すごく動きが早くなるんじゃないかと期待してるんです。

【部会長】 よろしいでしょうか。今日は何か決めるというわけではなくて、方向性を議論をしていただくという、2度目でございます。まだなかなか収束したところまではま

いりませんでしたけれども、だんだん収束していきたいと思います。ただ、今日の中でも、官庁施設にどういう機能を割り当てるべきか、官庁施設として住民サービスが要るかどうかについては、ちょっとまだ意見にスペクトラムがありますので、一本化とはいきませんが、これは審議会の委員の方々の、ある意味ご意見ですので、一本化まではいかないので、複数が出たときは、我々としては両論併記みたいな形になって、それを国土交通省のほうでおまとめいただくという形にさせていただきたいと思います。一本化した意見を、これだということまでやり出すと、分裂騒ぎになりそうなところになると思いますので。

大体、今日、ご用意いただいた資料についての検討は終わったということで、最後に、事務局のほうからお願いします。

【国土交通省】 ご熱心なご議論をいただき、まことにありがとうございます。閉会に当たりまして、〇〇より一言御礼申し上げます。

【国土交通省】 本日は熱心なご審議、まことにありがとうございます。貴重なご意見を賜りまして、このご意見を踏まえまして、いろいろ当方として検討を進めまして、次回に向けてどのような形にするかという段階でございます。引き続き、よろしくご指導のほど、お願いいたしまして、最後のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

【国土交通省】 本日の議事につきましては、国土交通省ウェブサイトに掲載すること等により公表させていただきたいと存じます。また、次回の開催につきましては、改めて事務局から日程調整のご連絡を申し上げたいと存じます。以上をもちまして、官公庁施設部会を終了いたします。まことにありがとうございます。

— 了 —